

防犯管理組合同規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本組合は、
防犯管理組合（以下「組合」という。）と称し、
管理組合の下に置く。

（目的）

第2条 本組合は、
マンション、同敷地内及び同周辺の犯罪、事故、災害の
予防を図り、もって安全な居住環境の整備促進と安全で住みよい地域社会の実現に
寄与する。

（会員）

第3条 本組合の会員は、
管理組合に加入する会員とする。

（事業）

第4条 本組合は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マンション、同敷地内及び同周辺の犯罪、事故、災害の予防に関する
こと。
- (2) 防犯思想の啓もうに関すること。
- (3) 少年の非行防止に関すること。
- (4) 暴力団の排除活動に関すること。
- (5) 交通事故の防止に関すること。
- (6) その他目的を達成するための必要と認められた事項に関する
こと。

第2章 役員等

（役員）

第5条 本組合には、次の役員を置き、
管理組合同規約に基づいて選出された
役員が兼務する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名

（役員の仕事）

第6条 会長は、組合を代表し、組合の仕事を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その仕事を代行する。

3 役員は、役員会において議案を審議し、また、会長の諮問に対して答申するほか必要事項を議決する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、管理組合同規約に定める役員任期に準じる。

(会議)

第8条 本組合の会議は、役員会議都市、定例役員会及び臨時役員会とする。

2 定例役員会は、管理組合同規約に定める役員会に準じて開催する。

3 臨時役員会は、会長が必要と認めた場合又は3分の1以上の役員が要請があった場合において開催する。

4 急を要し役員会をもって審議するいとまのない場合には、会長の判断により決する。ただし、この場合には、速やかに役員会を開催し結果を報告する。

(会計)

第9条 本組合の経費は、管理組合同規約に定める事業活動費をもって充てる。

2 本組合に対する援助資金、物品提供等の取扱いについては、管理組合同規約に定める会計の手続きに準じて処理する。

3 会計報告は、定例役員会に置いて会計担当理事が行う。

(防犯担当委員)

第10条 組合には、役員の中から防犯担当委員を選任する。

2 防犯担当委員の任期は原則として2年以上とし、他の役員との兼任を妨げない。

3 防犯担当委員は、警察、関係団体及び近隣町内会等と連携をとり、第4条に掲げる事業に係る事務を行うほか、警察及び関係団体が行う防犯に関する講習会等に出席するなどして、犯罪情報の収集及び防犯知識の習得に努めなければならない。

附 則

1 この規約に定めのないものは、管理組合同規約に準じるほか、役員会において決定する。

2 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

この規約案は例です。参考としてください。

○防犯管理組合、○管理組合、○マンションの記載のある前の空白には、当該マンション名を入れてください